

「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」 世界遺産委員会の決議文(抜粋)

資料2

【我が国への勧告事項】

以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として管理するための管理システムを実施可能な状態にすること。

- a) アクセスの利便性・レクリエーションの提供と神聖さ・美しさの質の維持と相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること。
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して山麓の巡礼路の経路を特定し、それらがどのように認知・理解されるのかについて検討すること。
- c) 上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めること。
- d) 上方の登山道及びそれらに關係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。
- e) 個々の構成資産において来訪者施設(ビジターセンター)の整備及び解説を促進するために、個々の構成資産が資産全体の一部分を成し、富士山の山頂から山麓にわたる巡礼路全体の一部分を成すことがどのように認識・理解できるのかを周知するために、情報提供戦略を策定すること。
- f) 景観の神聖さ及び美しさの両側面を維持するために、経過観察指標を強化すること。

【我が国への要請事項】

2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。報告書には、文化的景観の手法を反映した資産の総合的な構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めるとともに、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めること。